

(仮称)飯田市こどもまんなかプラン  
(第三期子育て応援プラン)の策定について

こども未来健康部 こども課

1 計画策定の背景と計画に盛り込む内容

- (1) 子ども・子育て支援法に基づく「第二期飯田市子ども・子育て支援事業計画」が、本年度で計画年度（令和2年度～令和6年度）を終了するため、第三期計画を策定する。

5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援について、「量の見込み」（現在の利用状況+利用希望）、「確保方策」（確保の内容+実施時期）を定める需給計画。

- (2) 次世代育成支援対策推進法に基づく「第四期次世代育成支援飯田市行動計画」は（1）と一体的に策定しており、本年度で計画年度を終了するため、第五期計画を策定する。

国民が、希望どおりに働き、また結婚、出産、子育ての希望を実現することができる環境を整え、人々の意識を変えていくことにより、少子化と人口減少を克服することを目指す総合的な政策の推進のため、地方公共団体及び事業主が行動計画を策定することを通じて、次世代育成支援対策の推進を図るもの。

「少子化社会対策大綱」などにより、子どもと子育てを応援する社会の実現に向けて、経済面の支援と保育サービス等の基盤整備とのバランスのとれた総合的な子育て支援を推進するとともに、ワーク・ライフ・バランスのための働き方改革について、目指す施策内容と数値目標を定め、達成に向けて取り組む。

- (3) こども基本法（令和5年4月1日施行）第10条において「市町村こども計画」の策定が努力義務とされた。

憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども施策を総合的に推進するもの。

基本的に「県こども計画」を踏まえ、（4）（5）と一体的に策定できるとされている。

- (4) 子ども・若者育成支援推進法（令和5年4月1日施行）第9条において、「市町村子ども・若者計画」の策定が努力義務とされた。

全てのこども・若者（＝39歳までの者）が自らの居場所を得て、成長・活躍できる社会の実現に向け、こども・若者の意見表明や社会参画を促進しつつ、分野を超えて社会総掛かりで、こども・若者の育成・支援の取組を推進するもの。

基本的に、こども・若者の意見（＝聞く対象年齢は市町村の判断）を聞いて策定することとされている。

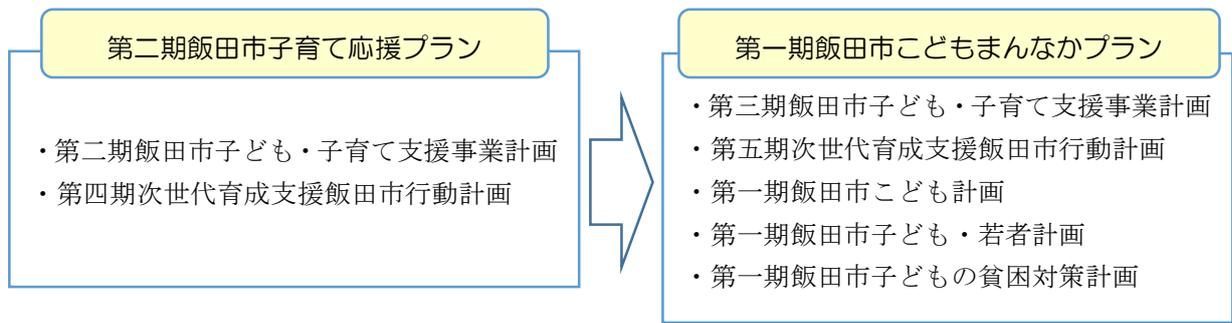
- (5) 子どもの貧困対策の推進に関する法律（令和5年4月1日施行）第9条において、「市町村子どもの貧困対策計画」の策定が努力義務とされた。

こどもの貧困は、経済的な困窮にとどまらず、学習面や生活面、心理面など様々な面において、こどものその後の人生に影響を及ぼす。こうした貧困の連鎖を断ち切るため、子育てや貧困の問題を家庭のみの責任とするのではなく、社会全体で解決するよう、教育の支援、生活の安定に資するための支援、職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援を始めとしたさまざまな観点から、こどもの貧困対策に取り組むもの。

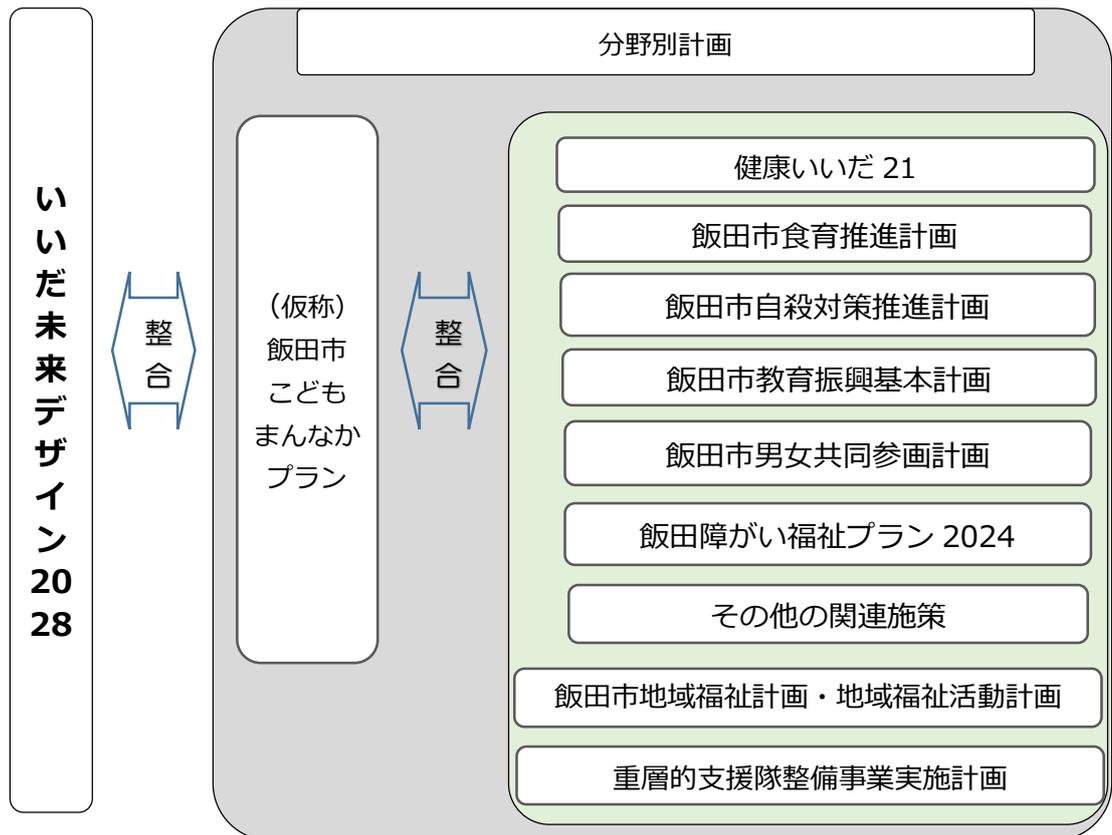
基本的に、こどもの貧困の状態を示す指標を掲げて推進するもの。



- 以上の背景から、次期飯田市子育て応援プラン（第三期飯田市子ども・子育て支援事業計画等）は、（1）から（5）を一体化し、「（仮称）飯田市こどもまんなかプラン」として策定する。



## 2 当市の関連計画との連動性



## 3 計画期間

(1) 令和7年度から令和11年度まで(子ども・子育て支援法第61条に基づき5年間)

## 4 策定スケジュール

(別紙)

## 5 策定体制

- 飯田市社会福祉審議会(児童福祉分科会)
- 庁内関係部署で構成する会議(子ども未来健康部、教育委員会、福祉部、市民協働環境部等)

## 基本目標

---

### 基本方針、施策

I 結婚、妊娠、出産、子育ての希望が  
実現できる社会づくり

・ 就業の支援

・ 結婚の支援

・ 妊娠、出産及び子育て支援

・ 職場環境の整備

・ ライフデザイン教育の推進

・ 地域の特性を生かした取組等

・ 社会全体の気運醸成

II だれでも夢や希望に向けて  
チャレンジできる社会づくり

・ 子どもの貧困対策

・ 家庭での養育に困難を抱える子どもの支援

・ いじめへの対応・不登校児童生徒への支援

・ ニート・ひきこもりの支援

・ 障がいのある子どもの支援

・ 発達障がいの支援

・ 医療的配慮を必要とする子どもの支援

・ 子ども・若者のいのちを支える

・ 特に配慮が必要な子どもの支援

III 健やかに成長、自立できる  
社会づくり

・ 幼児教育の推進

・ 心身の健康の基盤づくり

・ 青少年の健全育成

・ 子どもの性被害防止

※ 県の計画を勘案して、市町村は計画を策定すると定められています。

上記は長野県子ども・若者支援総合計画をイメージしたものであり、こちらを意識しながら、こども・若者の意見や地域の実情を踏まえて飯田市版を策定していきます。

